

# 計量制度見直しの論点について

平成28年5月

経済産業省産業技術環境局  
基準認証ユニット計量行政室

# 計量制度見直しの論点 – 3つの視点 –

我が国の計量制度は、昭和26年の計量法制定以降、各時代の要請に適切に対応しつつ変遷してきており、今日まで、我が国の国民生活・経済社会における取引の信頼性を確保し、安全・安心基盤として機能している。

今般、「計量制度に関する課題検討会」報告書（平成28年3月）において、現在の計量行政における実態を踏まえ、改善が必要と考えられる計量制度の見直しの論点を以下の3つの視点から整理した。

本審議会において制度的対応の在り方を検討する。

## 視点1：民間事業者の参入の促進

適正計量の信頼性を確保しつつ、製品開発、試験評価、品質管理などにおいて高い技術力を有する民間の製造事業者・試験所等の参入や計量士の活用を促進するための見直しを検討。

## 視点2：技術革新、社会的環境変化への対応

計量器の技術革新、計量制度をとりまく社会的環境変化に対応し、規制対象の見直し・新たな規制の導入等を検討する。

## 視点3：規制範囲・規定事項等の再整理・明確化

現在の規制に関して、その範囲・規定事項等を再整理又は明確化し、適切なものとするための措置を図る。

# **視点 1 : 民間事業者の参入の促進**

## 視点1：民間事業者の参入の促進（1）

### 論点1 計量器開発の効率化（型式承認における試験成績書の受け入れ）【※資料2参考 P.4】

計量器の電子化や情報化等技術革新が進展するとともにニーズが多様化し、メーカーの開発コストは上昇。また、産業技術総合研究所（電気計器は日本電気計器検定所）が実施している型式承認の設備試験が高度化し、試験項目も増加するなど負担が増大。こうした中、技術力のあるメーカーにおいては、開発段階から十分な試験を実施しており、型式承認試験と重複している部分も多い。なお、海外ではメーカーの試験成績書を型式承認試験に受け入れることが一般的。

このため、型式承認試験に**第三者機関又はメーカーの試験所の試験成績書の受け入れを可能とすれば**、開発コストの削減やリードタイムの短縮ができるのではないか。

一方で、開発メーカーの試験成績書の信頼性を判断できるか、型式承認試験を実施する側が成績書をチェックできるか等が問題。

### 論点2 国が検定実施を認めている指定検定機関への民間事業者参入の促進（指定要件の見直し）【※資料2参考 P.4】

指定検定機関の指定要件は、構造検定と器差検定の両方を実施できること。現在指定されているのは1法人（日本品質保証機構:JQA）のみ。

ユーザーが検定を受ける際の利便性を向上させ、社会的負担を小さくするため、**指定検定機関の指定要件を緩和して器差検定のみを行う指定検定機関を認め**、民間事業者（計量士団体を含む）が参入しやすくすべきではないか。検定の実施主体である都道府県の業務を補完する効果も期待できる。

一方で、検定の公正・公平・独立性等を確保できるのか、型式承認の試験等への影響はないのか等が問題。

### 論点3 自主的に検定することが認められる指定製造事業者を指定する際のISO9001の活用【※資料2参考 P.4】

指定製造事業者の指定の基準のうち品質管理基準は、ISO9002（昭和62年発行）を基礎としているが、その後ISO9002はISO9001に統合改訂されていることから、品質管理基準に**ISO9001の認証結果を活用**すべき。

## 視点1：民間事業者の参入の促進（2）

### 論点4 計量士の確保、育成（登録要件の見直し、研修等の義務づけ）【※資料2参考 P.4,5】

（1）一般計量士の登録人数が減少している中、後継の計量士の確保が困難となる可能性がある。このため、計量士として登録する際に義務づけている実務経験の期間を短縮すること等により登録の要件を緩和すべきではないか。

（2）一方で、計量士の技術能力の維持・向上は必要。このため、資格の更新制を導入することや、技術研修等を実施することにより、計量士の技量を確認することが必要ではないか。

計量法の中で義務づける必要はあるか。団体等による自主的な取り組みで実効性が上がるのではないか。

### 論点5 計量器のユーザーが計量器を自主管理できる適正計量管理事業所制度の要件の見直し等【※資料2参考 P.4,6】

適正計量管理事業所に指定されることのメリットは定期検査の免除等であるが、事業所指定を維持するコストに比べてメリットが小さく、指定の返上等がみられる。

このため、適正計量管理事業所の指定要件にISO9001（品質管理）やISO10012（計量管理）を活用するなど維持コストの負担を軽減する必要があるのではないか。また、適正計量管理事業所であることを消費者等にアピールできるようにすべきではないか。

どの程度の負担軽減となるか。消費者等へのアピールは自主的取り組みで十分ではないか。

### 論点6 基準器と計量標準供給制度（JCSS）校正計量器の共通化【※資料2参考 P.4】

検定や定期検査において特定計量器の合否判定するために基準器の使用を義務づけている。一方、JCSS校正を受けた計量器のうち分銅などは、基準器と同じ用途で使用できる。事業者の中には両制度の分銅等を重複して保有するなどコスト高等の要因。

このため、技術基準と同レベルのJCSS校正計量器については、JCSS等校正証明書を基準器検査に活用したり、JCSS校正計量器の技術基準（JIS）を計量法令に引用するなど、基準器として使用できるようにするべきではないか。

## **視点 2 : 技術革新、社会的環境変化への対応**

## 視点2：技術革新、社会的環境変化への対応（1）

### 論点7 スマートメーター化を見据えた特定計量器の構造基準の見直し【※資料2参考 P.7】

（1）様々な端末がインターネットに接続されることが一般的となり（IoT：Internet of Things）、効率的な社会活動に大いに貢献が期待される中、計量器においても、ネットワーク上で計量情報や計量器内部のソフトウェアにアクセスして計量管理するスマートメーター化がますます進展していく可能性がある。

国際法定計量機関（OIML）においても議論はあまり行われていないことから、セキュリティ、不正・改竄等に十分配慮し、ユーザーの利便性と計量の信頼性の双方を確保できる技術革新を促し、計量器の構造基準を見直す必要があるのではないかと。

（2）計量法は、計量器の検定・検査、修理のその実施状況の報告まで義務づけておらず、その把握が困難。

このため、ICタグ、QRコード等のシステムを導入し、検定・検査の実施や修理の履歴等を容易に把握できるようにすべきではないか。規制によって導入すべきか。ガイドライン等に基づきメーカーが自主的に取り組むことが適切ではないか。

### 論点8 特定計量器として規制することを検討すべき計量器【※資料2参考 P.8】

（1）自動はかり

自動計量の精度向上に伴い、高速計量・自動計量が可能な自動はかりが全国に普及。欧州では規制対象であり、OIMLでも技術基準の国際規格が整備されている。国内では、主要な自動はかりについて、国際規格に基づいた技術基準であるJISを整備中。

非自動はかりと同様に自動はかりを規制すべきか。あるいは、事業者による自主的取り組みで十分か。規制による効果と規制を導入することによるコストをどう見るか。対象器種の確定、検定、定期検査の実施体制の整備等が問題。

（2）水素ディスペンサー（水素燃料計量システム）

燃料電池自動車の普及に必要不可欠となる水素ステーションを官民一体となり戦略的に整備を進めている中、水素燃料計量システムの計量性能技術基準のJISを制定（平成28年5月20日）。

このため、普及が進んだ場合には、燃料油メーターと同様に特定計量器に追加すべきではないか。直ちに規制対象に加える必要があるとは言い切れないのではないかと。

## **視点3：規制範囲・規定事項等の再整理・明確化 等**

## 視点3：規制範囲・規定事項等の再整理・明確化（1）

### 論点9 計量証明事業者に所有を義務づけている機器の見直し、都道府県による指導の均一化【※資料2参考 P.9】

（1）計量証明事業者は、事業区分ごとに規定された特定計量器等の機器を所有することを義務づけられている。しかし、事業形態の専門化・分業化や技術進歩に伴い使用されない機器も存在。事業者の負担となっていることから、当該機器の見直しや区分の細分化等をすることが必要ではないか。

（2）都道府県が計量証明事業者に指導する際の指導内容が異なることから、技術的要件の整理やガイドライン等を設定して都道府県の指導のレベルを均一化すべきではないか。

### 論点10 計量証明事業者が定期的に受ける計量証明検査の見直し【※資料2参考 P.9】

（1）計量証明検査の事業者負担を軽減するため、ISO9001又はISO/IEC17025などによる品質保証体制の認証を活用し、これらを取得していれば計量証明検査を免除するなどの見直しが必要ではないか。

（2）計量証明事業者が所有する特定計量器は、検定と計量証明検査の両方を受けることを義務づけられているが、事業者の負担を考慮し、計量証明検査に免除期間を設けて検定・検査の間隔を調整できるようになっている。免除期間の運用について都道府県ごとに判断が異なることから、全国で均一な運用をすべきではないか。

（3）検査内容が計量器の管理が中心となっているが、これに加え、標準物質による校正方法、採取した試料の管理、組織の運営管理など計量証明検査に本来求められるべきものに見直すべきではないか。

### 論点11 質量分率と体積分率の明確化（wt%やvol%等の表記）【※資料2参考 P.9】

法定計量単位のうちで「質量百分率」の標準となるべき単位記号は「%」のみであり、「体積百分率」の標準となるべき単位記号の「%」と同じであるため、誤解を与える恐れがある。

このため、計量証明事業における質量分率と体積分率を明確に分かるよう、wt%やvol%などの表記を認めることを検討すべき。単位記号は、計量証明事業以外のあらゆる分野にも適用されるので、慎重に考えるべき。

## 視点3：規制範囲・規定事項等の再整理・明確化（2）

### 論点12 特定計量器修理後の検定までの間の計量器の使用 【※資料2参考 P.10】

修理した特定計量器の利用者は、再検定に合格するまでの間、当該計量器を取引又は証明の計量に使用できない。このため、利用者における営業上の支障や、製造事業者が利用者から再検定までの間の代替計量器の提供や使用停止期間の圧縮を求められるといった負担がある。再検定までの間も使用可能とする制度を創設すべきではないか。

### 論点13 計量器に修理実施者への修理実績の義務付け 【※資料2参考 P.10】

修理事業者が特定計量器を修理した場合、修理事業者名等の明記が義務づけられていないことから、修理した事実や修理した事業者名が判明せず、製造事業者が責任を問われることがある。このため、修理事業者の責任を明確にする意味で、修理を行った計量器に修理実施者を示すロゴ又はマーク等の塗布を義務付けるべきではないか。

### 論点14 新たに特定計量器に指定された計量器に対する初回の定期検査免除期間の統一 【※資料2参考 P.10】

非自動はかりのうち、平成5年の計量法改正時に追加された計量器（小型はかり等）については、既に製造された在庫が大量にあったことから初回の定期検査を要しない特例措置が設けられている。しかし、20余年が経過し、この特例措置の意義は薄れたので廃止すべきではないか。

なお、特例措置の対象となる器種は、これら追加器種以外にも、機械式はかり、棒はかり、分銅、おもりなど多器種にわたるため、廃止にあたっては、器種毎の精査が必要。

### 論点15 計量器販売事業者の遵守事項の追加 【※資料2参考 P.10】

非自動はかり等は地方自治体が定期検査をすることになっているが、計量行政職員の減少などによって検査対象となる計量器を把握することは困難となっている。一方、非自動はかり等の販売事業者は、計量器の購入者に対し、取引・証明に使用する場合には定期検査が必要となる旨を説明することとされている。

自治体による把握を補完するため、販売事業者に対し、購入者の了解を得た上で、都道府県知事（又は特定市）に購入者を連絡を義務づける等の努力義務を課すべきではないか。

## 視点3：規制範囲・規定事項等の再整理・明確化（3）

### 論点16 検定証印・定期検査済証印の年号表記及び表示方法の統一【※資料2参考 P.10】

（1）検定・定期検査を実施した際、地方自治体等は、実施した元号年の数字と月を打刻することになっている。この表記方法では、外国メーカーに配慮しておらず、使用者や消費者にわかりにくいと、表記（元号を含む2桁表示や西暦表示等）にすべきではないか。

（2）また、定期検査済証印については、近年、貼付シール（はり付け印）を導入している地方自治体が増えており、検定証印にもはり付け印を認めるべきではないか。

### 論点17 商品量目制度の他法令の規制との関係整理・規制の簡素化【※資料2参考 P.11】

計量法が消費生活関連商品として指定した特定商品分類と食品表示法等の商品分類が異なることから、分類をあわせるなど、他法令との整合を図るよう検討すべき。また、商品量目公差表を簡素化することなどについて検討すべきではないか。

ただし、それぞれの法目的の相違や、その規制体系について十分精査した上で、上記の整合化や簡素化の必要性についての検証が必要。

### 論点18 商品量目制度の国際勧告への整合化【※資料2参考 P.11】

計量法では、5g未満の極少量商品についての量目公差を定めておらず、商品量目の規制対象となっていない。一方、OIMLにおける国際規格では5g未満の量目公差が定められている、このため、国際整合化した極少量商品の規制を検討すべきではないか。

一方で、実際に極少量商品の内容量不足に関する問題が生じているものがあるか十分精査した上で、極少量商品の規制の必要性について検証すべき。

## 視点3：規制範囲・規定事項等の再整理・明確化（4）

### 論点19 特殊容器使用商品の追加【※資料2参考 P.12】

ビール業界で商品化され普及が進展している発泡酒やいわゆる第三のビールは、ビールに分類されないことから、特殊容器（ビール瓶）を使用できる商品として認められていない。このため、発泡酒・第三のビールについて特殊容器を使用できるようにすべきではないか。

### 論点20 申請者の利便性の向上・手続の効率化【※資料2参考 P.13】

事業者の登録・認定手続きにおいて、事業者の利便性向上のため、より柔軟な手段での電子申請を認めるべきではないか。

### 論点21 自治体間が協力していく取り組みの必要性【※資料2参考 P.13】

行財政改革の流れの中で、自治事務化以降、計量行政を実施する地方自治体間の体力格差が生じている現状。このため、地方自治体間の取り組みとして、一部自治組合や広域連合のような、複数の自治体が補完・協力していく取組みを検討すべきではないか。